

## [事案 2023-133] 診断給付金等支払請求

・令和6年4月23日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年8月に入院し手術を受け、病理検査の結果、9月に卵巣肉腫と診断されたため、令和2年7月に契約したがん保険にもとづき診断給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 検診で子宮筋腫があると指摘を受けたため、平成29年9月にMRIを受診したところ「子宮の外側にある筋腫」であり、経過観察をすることになった。また、同年10月には、医師から、子宮筋腫だろうから、開腹手術をしてまで取り出す必要性はない、と言われた。当時、医師から診断書を貰ったこともなく、自分自身は、医師の説明から子宮筋腫だと認識していた。
- (2) 募集人から勧誘を受けた際、子宮筋腫があることは伝えており、募集人からは、告知書に「子宮筋腫」について病名告知が必要であるとは記載されていないから大丈夫だと説明を受けた。
- (3) 令和4年8月に執刀した主治医からは、以前からあった子宮筋腫の大きさはそのまま、その子宮筋腫を巻き込むように卵巣部分から急激に大きくなった卵巣肉腫であり、以前からの子宮筋腫との間には因果関係はないと説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知日以前の平成29年9月に、右卵巣充実性腫瘍と診断され、また、同年10月には、子宮筋腫または充実性腫瘍（疑い）と診断され、以後、経過観察を行い、令和元年7月には、再度、右卵巣充実性腫瘍と診断され、いずれも病名告知されていた。
- (2) 上記(1)の事実は、本契約の告知書の質問事項に該当するが、申立人は、「いいえ」と回答しており、告知義務違反がある。告知、経過観察の状況から、申立人は、右卵巣充実性腫瘍との診断を受けていた認識を有していたと考えられ、申立人には不告知について故意または重過失がある。
- (3) 申立人が請求していた給付金の支払事由が、解除の原因となった事実と関係ないことの証明がされていないため、約款の給付金を支払うべき場合には該当しない。なお、当社は、不告知の病名と請求の傷病は同一部位のものであることから、給付金の支払事由と解除の原因となった事実との間に因果関係があると判断している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容を具体的に確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があり、それは少なくとも申立人の重大な過失によるものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。